# 買取保証サービス規約

#### 第1条(本サービスの内容)

「買取保証サービス」(以下「本サービス」といいます。) は、株式会社パシフィックネット(以下「当社」といいます。) がお客様に対し、「買取保証サービス規約」(以下「本規約」といいます。) に基づき提供するサービスをいいます。尚、本サービスの詳細は別紙に定めるものとします。

## 第2条(本サービスの利用)

本サービスの利用を希望するお客様は、本規約に同意の上、当社の定める方法により本サービスを利用するための登録(以下「利用登録」といいます。)を行うものとします。尚、利用登録を完了させ、当社が承諾したお客様を「本サービス利用者」といいます。

#### 第3条(お問合せ)

本サービス利用者は、当社に対して本サービスに関する問合せを行う場合、当社の定める方法により当社に対して連絡をするものとします。

#### 第4条(本サービス・規約の変更)

- 1. 当社は、本サービス利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本規約又は本サービスの内容を変更することができるものとします。
- 2. 当社は、前項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更した場合、変更後の本規約又は本サービスの内容を本サービス利用者に当社が指定する方法により通知するものとします。
- 3. 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。
- 4. 当社は、本サービス利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部を変更又は廃止することができるものとします。

#### 第5条(権利譲渡の禁止)

本サービス利用者は、本サービスの利用に関する権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならないものとします。

#### 第6条(損害賠償)

本サービス利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害 (逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。)等を全額賠償する責任を負うものとします。

#### 第7条(通知)

- 1. 当社から本サービス利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
- 2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日(但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日)に本サービス利用者に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で本サービス利用者に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で本サービス利用者に到達したものとみなすものとします。
- 3. 本サービス利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

# 第8条(免責)

- 1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由(以下「不可抗力」といいます。)により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
- 2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき 本サービス利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 3. 本サービス利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

## 第9条(報告義務)

- 1. 本サービス利用者が、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。
- 2. 本サービス利用者が、前項に記載する変更後の商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社が本サービス利用者の変更前の商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等は、全て本サービス利用者に対して発送した時点において到着したものとします
- 3. 本サービス利用者が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

## 第10条 (第三者への委託)

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、本サービス利用者の事前の承諾、又は本サービス利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

### 第11条(秘密保持)

本サービス利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

## 第12条 (本サービスの提供の停止及び利用契約の解除)

- 1. 当社は、本サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとします。
  - ① 本サービス利用者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ② 本サービス利用者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ③ 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
  - ④ 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
  - ⑤ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
  - ⑥ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと当社が認めたとき。

- ⑦ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象(捜査報道がされた場合を含む)となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
- ⑧ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
- ⑨ 本サービス利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
- ⑩ 本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- ① 当社から本サービス利用者に対する連絡が不通となったとき。
- ② 本サービス利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
- ③ その他、当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不適当と判断したとき。
- ⑥ 前各号に掲げる事項の他、本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、またはきたすおそれが生じたとき。
- (5) 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
- 2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、もしくは、利用契約を解除したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

#### 第13条(サービスの廃止)

- 1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、本サービス利用者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、その旨を通知します。
- 3. 当社は、本サービスの一部又は全部が廃止したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

#### 第14条 (解約)

本サービス利用者が、本サービスの解約を行う場合、本サービス利用者は当社に対して、当社が指定する方法にて解約の申請を行うものとします。 尚、解約日は、当月の25日までに本サービスの解約手続きが完了した場合は、当該手続きが完了した日の属する月の末日、当月の26日から末日までに 本サービスの解約手続きが完了した場合は、当該手続きが完了した日の属する月の翌月末日となります。

## 第15条(契約期間)

本サービスの契約期間は、利用登録が完了した日を1ヶ月目として、当該月から起算して38ヶ月目の末日までとします。

#### 第16条(合意管轄)

本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第17条 (信義誠実の原則)

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本サービス利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

以上

制定日:平成 25年 12月 1日

## 別紙

## ■本サービスの詳細

### ◆対象機器

本サービス利用者が使用している携帯電話端末・スマートフォン・タブレット端末のうち、当社に登録している機器 (以下 「本機器」 といいます。)。

## ◆サービス内容

当社は、本サービス利用者の依頼に基づき、本サービス利用者と当社との間で事前に合意している買取金額にて本機器を買い受けます。但し、買取金額は、本機器の引き取り時に重大な損傷、機能障害等が判明した場合には、変更される場合もあります。ご了承の上、ご利用ください。

### ◆引渡及び所有権等の移転

本サービス利用者は、当社の指示に従い、本機器を当社に引き渡すものとします。なお、本物件の所有権及び危険負担は、本機器の引渡日に本サービス利用者から当社へ移転します。

### ◆個別契約の成立

当社は、本機器を受領後その検査を行うものとします。当該検査の結果をもとに、本サービス利用者に対して本機器の買取金額の確認を行い、 本サービス利用者がその買取金額に承諾した時点で本機器の買取に関する個別契約は成立するものとします。

### ◆支払方法

当社は、本機器の買取金額を、個別契約が成立した日の属する月の翌月末日までに本サービス利用者が指定する金融機関口座に振込む方法にて 支払うものとします。なお、振込み手数料は、当社が負担するものとします。

### ◆その他